

食品安全委員会第4回会合議事録

1. 日時 平成15年7月24日(木) 14:00～15:00

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

- (1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取の取り扱いについて
- (2) 「食の安全ダイヤル」の設置について
- (3) その他

4. 出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(事務局)

梅津事務局長、一色次長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、杉浦情報・緊急時対応課長、宮寄評価調整官

5. 配布資料

- ・食品安全委員会(第4回会合)議事次第
- ・食品安全委員会(第4回会合座席表)
- ・資料1 委員会の意見の聴取要請(7月1日付)に関する薬事・食品衛生審議会における審議状況
- ・資料2 薬事・食品衛生審議会の答申
- ・資料3 委員会の意見の聴取要請(7月1日付)の概要
- ・資料4 「食の安全ダイヤル」の設置について

○寺田委員長 それでは、定刻がまいりましたので、ただいまから「食品安全委員会」の第4回会合を開きます。

本日の会議のアジェンダは、ここの議事次第に書いてありますとおりでございます。

資料といたしましては、4つございまして確認をお願いしたいと思いますが、資料の1が7月1日付で厚生労働省から意見を求められた件に関して、薬事・食品衛生審議会での審議状況をまとめた表でございます。

資料の2は、審議会の答申の内容でございます。

資料の3は、審議会としての答申が済んでいます4件の内容を事務局にお願いしてまとめたものでございます。

資料の 4 は「食の安全ダイヤル」の設置についての資料であります。

皆さん、お手元にございますか、よろしいですね。

それでは、議題に入らせていただきます。

本日は、まず、去る 7 月 1 日に厚生労働省から要請のありました食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見聴取につきまして、先週の委員会で、この場で要請元の厚生労働省の方から説明がございました。その件につきまして検討をしていきたいと思ひます。

今回、この委員会の意見聴取の要請のありました 12 件につきましては、資料 1 にありますように、ここのまとめた表にありますように、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の答申まで行われているもの、○が付いております一番左の欄が 4 件ございます。

それから、部会報告まで真ん中のところが 5 件ございます。

それから、その他というところに 3 件ございます。

本日は、この薬事・食品衛生審議会の答申まで行われております 4 件について検討をいたしたいと考えております。

それでは、委員会の方々と相談した上、事務局に作成をお願いいたしました資料がありますので、まず、2 件ある添加物について説明を事務局の方からお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、事務局より資料 2 及び資料 3、主に資料 3 に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、ただいま委員長から御指示がございました添加物に関する件でございますが、資料 3 の II と III の項目について、まず、事務局より御説明をさせていただきます。

まず、第 1 番目のものは「II 添加物メチルヘスペリジンの規格改正について」でございます。

メチルヘスペリジンの規格を改正することにつきましては、資料の 1 のところにございますように、平成 14 年 12 月 19 日に薬事・食品衛生審議会の毒性添加物合同部会において御議論されて、平成 15 年 6 月 27 日付で薬事・食品衛生審議会より厚生労働大臣あてに規格基準の改正について答申が出されているものでございます。

メチルヘスペリジンについて簡単に御説明をいたしますが、メチルヘスペリジンと申します化学物質は、ビタミン P とされるビタミンの一種でございまして、基原といたしましては、レモンの果汁、フラボノイド化合物の一種でございます。

このメチルヘスペリジンの食への用途はビタミン強化ということでありまして、今回、意見を求められているのは、成分規格を一部改正したいということでございます。

成分規格の改正をしなければならなくなった理由でございますが、従来の製造方法ではこのレモン汁を原料から取ろうとするときに、食塩を用いて塩析を行った上で、有機溶媒を使って濃縮抽出をするという方法でございましたけれども、有機溶媒を使わない製造方法に改良・変更した結果、含量が残留有機溶媒の分高くなったと。ですから、従来は不純物として有機溶媒が入っているがために、数%低いメチ

ルヘスペリジンの含量だったものが、有機溶媒を使わなくなったために、含量が増えたということでございまして、従来の規格ではメチルヘスペリジンの含有量が 90.0% ~ 100.5 % という範囲で規定をされておりましたが、これを 97.5% ~ 103.0 % という形で含量規格をむしろ上げるという形の改定をしようとするものでございます。

これについては、先ほども申し上げましたように、薬事・食品衛生審議会において、この規定の変更については適当である旨の審議結果が示されているところでございます。

次に「III 添加物コウジ酸の基準設定について」という項目について御説明をさせていただきます。資料 3 の 4 ページでございます。

コウジ酸につきましては、既に同様に平成 14 年 12 月 19 日に毒性添加物合同部会において御審議されまして、そのうち平成 15 年 6 月 27 日付で薬事・食品衛生審議会より厚生労働大臣あてに基準の設定について答申が出されているものでございます。

まず、コウジ酸というものにつきまして御説明をいたしますが、コウジ酸は、コウジ菌を培養として得られる抗菌作用を持った物質でございまして、実際にはカニやエビなどの甲殻類の黒変防止とか、あるいは抗菌作用ということで、かつては使われていたというものであります。

このものについては、既存添加物名簿に収載されておりましたけれども、平成 7 年の食品衛生法改正に伴いまして、従来、天然添加物として使われていたものをすべて既存添加物として名簿に収載されるという作業をしたわけですが、その後、安全性再点検ということで、動物試験等を行って、安全性の確認をしてきたということでございます。

「3 基準設定の概要」の下、4 ページの下から 12 行目辺りから書いてございすけれども、このものにつきましては、コウジ酸の経口投与、マウスを用いた 20 か月の慢性毒性試験で甲状腺の過形成及び腺腫が認められたというデータがございまして、それに伴いまして、同じマウスの 20 か月の試験で、雌だけですけれども、高用量群で肝腫瘍の発生率が上昇しているということが報告されました。

その後、追加的な試験をいろいろやりまして、甲状腺における催腫瘍性に関しては、遺伝毒性的なメカニズムではなくて、ホルモンを介したプロモーション作用であるということが明らかになっておりました。

一方、肝臓に対しては、これもさまざまな試験が行われておりまして、ラットを用いた二段階発がん性試験、ノックアウトマウスを用いた試験等を行って検討を続けられた結果、コウジ酸が肝臓において遺伝毒性のメカニズムに基づく発がん作用を示す可能性については低いものの否定できない、ですから積極的に遺伝毒性メカニズムに基づく発がん物質だということを言うわけにもいかないけれども、ただ、その疑いは否定できないという結論とされております。

これから先は、厚生労働省におけるマネージメントのお話になるわけですが、これは基準設定の概要の最初の 8 行ぐらいに書いてございすけれども、マウスで肝細胞腫瘍の発生が認められ、ラットでも肝発がん性の可能性が示唆され、か

つ遺伝毒性については試験結果が錯綜して明確ではないけれども、遺伝毒性を有する可能性は低いながらも否定できないという、そのリスクアセスメントの前提で、マネージメント側として、更に追加的に考慮したものは、1つは添加物として使うというのは意図的な添加であるということと、それから使用実態がないということが、もう既に書いておりますが、結局使用する必要性が低いということを示していると考えられますので、こういうような状況であれば、マネージメント側としては、食品添加物というのをコウジ酸については使用しないように必要な措置を講じるということにしようというふうにお考えのようでございます。

以上、IIとIIIの添加物につきまして御説明をさせていただきました。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。委員の皆様方、資料2の厚生労働省の分科会から審議会へ行くときの報告書、そういうものを読まれたり、あるいは公開されております議事録などを読まれて検討されたと思いますけれども、ただいまの要約された説明に関しまして、何か御質問、あるいは議論がございましたらおっしゃってください。

どうぞ。

○見上委員 まず最初に、メチルヘスペリジンに関してなんですけれども、これはただ精製のやり方が変わったということで、基準が90%が97.5%、更に100.5%が103%になるということで、いろいろ資料を見たんですけれども、これで結構ではないかなというふうに思います。

もう一つなんですけれども、それは単純に言えば、もう使わないということなので、全然問題はないんじゃないかと、そのように思います。

以上です。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかに御意見はございますか。

どうぞ。

○寺尾委員 私も同じ意見なんですけれども、メチルヘスペリジンの規格がより厳格になったといいましょうか、幅が狭くなったということで、より純度が高くなるという話ですから、これで問題ないと思います。

それから、コウジ酸につきましては、何か動物実験の結果がいろいろ陽性、陰性が入り交じっていてよくわからないところがありますけれども、遺伝毒性に基づく発がん性というのは否定できないという話であれば、やはりこれは慎重対処しなければいけないということで、使用実態がなくてもこれはやめた方がいいんじゃないだろうかということについても、私はそれで妥当ではないかなというふうに思っております。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかにはございませんでしょうか。どうぞ。

○中村委員 言葉の問題なんですけれども、コウジ酸ですけれども、普通こういうふうな言い方をしているのかと、これは基準設定というよりは使用禁止ですね、そういうふうには書かないものなんですか、つまり基準設定というと、この表題ですよ、「III 添加物コウジ酸の基準設定について」というのは、何かそこに基準の数値が設定されるかのごときイメージなんだけれども、内容は今後使ってはいいな

いということですね。だから、厚生労働省の今までのしきたりとかは知りませんが、何かわかりやすいのは、むしろきちんと使わないんだよというふうな意味にした方がいいんじゃないかというふうな気がしましたけれども。

○寺田委員長 わかりましたマネジメントの方ですけれども。

○村上評価課長 おっしゃられるとおりでございますが、役人的に申しますと、これは食品一般の基準、製造・加工・調理の基準を改定して使わないという基準を決めるというもののなので、そういう意味では基準の改正に、むしろ概要のところこそ書かなくてもよかったのかもしれないと思いますけれども、これを行政的に処理するときは基準改正という形で処理をしております。

○寺田委員長 よろしいですか、ほかに。

それでは、メチルヘスペリジンにつきましては、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会において行われた結論ですね、その含量規定の改正については、特に安全上の問題はないと考えるということで、この委員会の諮問に対しての答申ということでよろしゅうございますね。

それから、コウジ酸につきましては、マウスで肝細胞腫瘍の発生が認められ、ラットでも肝発がん性の可能性が示唆され、遺伝毒性については、試験結果が錯綜し明確ではないが、遺伝毒性を有する可能性は低いながらも否定できないというふうに書いてある、そういう評価結果は当委員会として妥当と思うと、これは評価のところだけれども、マネジメントは入らないという非常に形式ばったことですが、その評価に関しては、当委員会としては妥当と考えると、それでよろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

○寺田委員長 それでは、今のは御了解いただいたものといたしまして、次に動物用医薬品についての説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、動物用医薬品サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン、ストレプトマイシン及びダノフロキサシンにつきまして御説明をさせていただきます。資料3のⅣ、Ⅴ、Ⅵに基づきまして、説明をさせていただきたいと思います。

これらにつきましては、平成15年3月24日の乳肉水産食品・毒性合同部会という、これは薬事・食品衛生審議会の中にございます部会でございますが、そこにおいて御審議をいただきまして、その後、平成15年6月27日付で薬事・食品衛生審議会より厚生労働大臣あてに基準の設定についての答申が出されているものでございます。

資料3の6ページからの御説明でございますが、サラフロキサシンにつきましては、フルオキノロン系の抗菌性物質でありまして、家禽の最近感染の治療と予防に使用されるものであります。

6ページの「3 残留基準値設定の概要」の前段のところは、マネジメントのお話ですので飛ばして御説明をいたしますが、サラフロキサシンにつきましては、ここに書いてございますように、3か月の反復投与試験、あるいは長期発がん性試験、遺伝毒性試験、生殖毒性試験、催奇形性試験等を行いまして、このものの動物

試験から算出される A D I につきましては、ビーグル犬における 90 日間の反復経口投与試験における無影響量、これは平均血清グロブリン濃度の有意な低下が認められなかった量ということになるんですが、無影響量として 5 mg/kg 体重/日という数字を無影響量としてはどうかということとに議論の結果なっております、これに安全係数 100 で割りまして、50 μ g/kg 体重/日を動物試験から算出される A D I としたということでございます。

もう一つのファクターでございます。微生物学的 A D I でございますが、この抗菌剤につきましては、生体に直接的に影響を与えることを考慮した場合の A D I、一日摂取許容量と、それからヒトの腸内細菌叢に対するアクセプタブル・デイリー・インテーク、腸内細菌叢に影響を与えない量というものをそれぞれ求めまして、そのいずれか低い方をそれぞれのものの A D I とするということに原則というか、ルールとしてそのように、A D I の決め方としてそうやっているということでございます。ですから、動物試験から算出される A D I については、先ほど御説明いたしましたように、50 μ g/kg 体重/日と。

微生物学 A D I は、7 ページの上段に書いていますが、最も高い感受性を示した菌株に対する M I C、最小発育阻止濃度を基に計算をいたしまして、微生物学的 A D I として 0.30 μ g/kg/day ということになっております。どちらか低い方ということになりますので、サラフロキサシンの A D I については 0.30 μ g/kg/day ということとするという結論になっているものであります。

次に、8 ページからストレプトマイシン、ジヒドロストレプトマイシンにつきましてはの御説明をさせていただきます。

ストレプトマイシンは、非常に使用実績の長いヒトの抗生物質としても用いられているものでございますが、動物の治療薬といたしましては、牛の乳房炎、家畜や家禽の細菌性感染症の治療ということに使用されているものであります。

このものについての評価でございますが、これも 8 ページの下段辺りから書いてございますように、反復投与試験、長期発がん性試験、あるいは遺伝毒性試験、生殖毒性試験、催奇形性試験等を行いまして、ストレプトマイシンについては、特にヒトに対しての投与の結果といたしまして、長期毒性があることがわかっておりますので、そのことも考慮いたしまして、A D I の設定についての議論を進められてきたということでございます。

毒性試験から算出される A D I につきましては、9 ページの中ほどのところに書いてございますが、ラットにおけるジヒドロストレプトマイシンの 2 年間の経口投与試験における無影響量、これは体重増加の減少が認められないという量ということで、5 mg/kg 体重/日という数字を無影響量ということと判断されまして、これを安全係数 100 で割りまして、毒性試験から算出される A D I については、50 μ g/kg 体重/日ということで、結論は出されております。

一方、微生物学的な A D I につきましては、先ほどと同じような考え方で、最も感受性の高い菌に対する最小発育阻止濃度を基に計算をいたしまして、120 μ g/kg/day という数字が導き出されておまして、これのどちらか低い方ということで、毒性試験に基づく A D I でございます 50 μ g/kg/day というものが A D I として設

定されたということでございます。

次に、ダノフロキサシンでございますが、これも10ページから御説明の資料が付けられておりますが、これもフルオロキノロン系の抗生物質でございますが、これは動物用医薬品といたしましては、牛、豚、及び鶏の呼吸器病の治療に用いられるというものでございます。

このものにつきましては、10ページの一番下の行から書いてございますが、マウスを用いた2年間の混餌投与試験、これは発がん性試験でございますが、あるいは遺伝毒性試験、生殖毒性試験等々行われまして、結果として毒性試験から算出されるADIにつきましては、5か月令のイヌに対する3か月間経口投与試験及び6か月令のイヌに対する3か月間経口投与試験のいずれの試験においても観察されました無影響量、これは病理学的検査で関節症の所見が観察されるか否かというところで判断をされているわけですが、その無影響量2.4mg/kg体重/dayというものに基づきまして、安全係数100で除して、24µg/kg/dayというものを毒性試験から算出されるADIとされております。

ダノフロキサシンにつきましては、そこに書いてございますように、メチル化体についても考慮をして、むしろ毒性が強いのではないかという所見がございましたので、これも考慮して、それも含めた判断として先ほどのADIが設定をされたということでございます。

一方、微生物学的ADIは、同じように最も感受性の高い菌属に対するMICの値を求めまして、それとどちらか低い方という計算で、微生物学的ADIから得られたADIをダノフロキサシンのADIとして設定をしたということになっているわけでございます。これらのADIに基づきまして、残留基準値がそれぞれのものに対して設定をされております。

ここの部分は、マネージメントに属することでございますけれども、それぞれの品目につきまして、残留基準値の案が出ております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、何か質問とか、御意見がございましたら、あるいは勿論資料を読んで来ておられると思いますので、この件に関しまして、御意見はございますでしょうか。

どうぞ。

○寺尾委員 3種類といいましょうか、4種類といいましょうか、ADIの設定に関しましては妥当だろうと思います。

ただ一つ、マネージメントに関することなのかもしれませんが、8ページのジヒドロストレプトマイシン、ストレプトマイシンの残留基準値の設定のところでは肉、肝臓、腎臓、脂肪、乳というふうに書いています。

それで、10ページのダノフロキサシンもやはり牛にも使われるんですけれども、この残留基準値設定を見ますと、牛乳については何も決めていないんですけれども、これは決めなくてよかったのかなという疑問があるんですけれども、これはどういう理由なのか、ちょっとわかりましたら教えてください。

○村上評価課長 これは、マネージメント側でどのようにお考えになるかというこ

とであろうかと思いますが、ダノフロキサシンにつきましては、搾乳をする前には、例えば2日間は使わないというような規定が使用基準として設定されているようにございまして、それを守っている限りにおいては、検出されないという実態があるようございまして、勿論、先生が今おっしゃられましたように、乳については基本的に抗生物質は検出しないことになっているということもありまして、特に規格は定めなかったということだと思います。

○寺田委員長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

そういたしますと、当委員会といたしましては、動物用医薬品につきましては、薬事・食品衛生審議会において行われましたサラフロキサシンのADIを0.3 µg/kg 体重/day と設定するとの評価結果、ストレプトマイシン、ジヒドロストレプトマイシンのADIを50 µg/kg 体重/day と、これはストレプトマイシンとジヒドロストレプトマイシンの和ということでございますけれども、これを設定するとの評価結果、及びダノフロキサシンのADIを18 µg/kg 体重/日と設定するとの評価結果は、当委員会として妥当と考えると、それでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○寺田委員長 どうもありがとうございました。では、そうさせていただきます。

それでは最後に、順序が逆になりましたが、パツリンについて説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、パツリンの規格基準の設定につきまして御説明をさせていただきます。資料3の1ページからの記述に基づきまして、御説明をさせていただきます。

パツリンにつきましては、平成14年12月25日の食品規格・毒性合同部会という、これも薬事・食品衛生審議会の中の部会でございますが、そこで御審議をされまして、その後、平成15年6月27日付で、薬事・食品衛生審議会より、厚生労働大臣あてに規格基準の設定についての答申が出されているものでございます。

パツリンの本質につきまして、1ページの2のところに書いてございますが、これはペニシリウム属の、あるいはアスペルギルス属の真菌によって生産されるカビ毒の一種でございます。

パツリンにつきましては、真菌が付着した果実、野菜、穀物、飼料等から検出されますけれども、一般にパツリン汚染の可能性が高い食品といたしましては、リンゴジュースというものが知られているというものでございます。

規格基準設定の概要の最初の10行ぐらいはマネジメントの事項でございますので、これはちょっと後回しにして、先に毒性評価の方の内容につきまして御説明をさせていただきますが、1ページの下から10行目辺りから書いてございますように、パツリンにつきましては、平成2年及び平成7年にFAO/WHO合同食品添加物専門家会議、これはJECFAと言われているものでございますけれども、そこにおいてパツリンの毒性評価が行われておりまして、その毒性評価の結果及びその基となった原資料を踏まえて、パツリンの毒性評価を薬事・食品衛生審議会において行われたということでございます。

ラットを用いた2年間の生殖毒性、慢性毒性、発がん性試験及び催奇形性試験、

遺伝毒性試験、これは幾つかの方法による遺伝毒性試験ですが、それらの試験がやられておりまして、ラットを用いた2年間の生殖毒性、慢性毒性、発がん併合試験においては、中及び高用量の雄で体重増加抑制が認められたということございまして、本試験による無影響量は43 µg/kg 体重/日ということになっております。

発がん性に関しては、その併合試験の結果は陰性ということございました。

遺伝毒性につきましては、これもいろいろな結果が出ておりまして、陽性結果が *in vivo* の試験系でも再現されておりますが、現時点で動物実験の方では明確な発がんが認められていないということと、遺伝毒性試験結果自体がプラスマイナスいろいろな存在をすると。それから、染色体異常誘発性はないというようなことを考慮いたしまして、薬事・食品衛生審議会での御議論では、その程度、発がん性の程度とは強いものとは考えられないと。また、次世代への遺伝的影響はないというようなことから、先ほど申し上げた無影響量を基に暫定耐容一日摂取量 (PTDI) という形で、先ほども申し上げた無影響量 43 µg/kg/day に安全係数といたしまして 100 取りまして、0.4 µg/kg/day というものを暫定耐容一日摂取量として設定することが適当という判断になっているわけでございます。

ここから先は、マネージメントの分野に属するわけですが、あえて御説明をいたしますと、これに基づきまして、最初の1ページの真ん中辺りに書いてございますように、リンゴジュースに含まれるパツリンについて、我が国で直ちに健康確保の上で問題となるとは考えられないけれども、汚染実態調査において諸外国の規制対象となる量のパツリンを含むリンゴジュースが非常にまれですけれども、あるということが明らかになったので、健康被害を未然に防止する観点で、国際的整合性を考慮してパツリンのリンゴジュース及び清涼飲料水の原料用リンゴ果汁に対する規格として 50ppb を設定するということをマネージメント側では考えているようでございます。

これから先もマネージメントのお話なんです、あえて申しますと、2ページの真ん中の辺りに書いてございますが、PTDI につきましては、一般的には我が国のリンゴジュース中のパツリン濃度としての汚染実態調査の平均値を取っても、PTDI と比べて大きく下回っているという調査の結果からの判断というのがされております。

ただ、50ppb のすべてのリンゴジュースが 50ppb のパツリンで汚染されているという非常に過剰な状況を考慮した計算を行いますと、1歳児、体重の少ない子どもの摂取量が PTDI を上回るという計算ができるわけですけれども、これは基準値案の上限までリンゴジュースにパツリンが含有されているという非常に過大な計算をした上でのものであるし、実際の暴露量というのは、ほとんどが検出されないようなものでございますから、パツリンが高濃度含まれるリンゴジュースのみを継続して摂取することは考えられないというようなことを配慮いたしまして、マネージメント側では 50ppb という数字で適当なんではないかというふうに考えているようでございます。

以上、最後の規格の数値の件は余分なお話でございますが、御説明をさせていただきました。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御意見は、どうぞ。

○小泉委員 基準値の問題、マネージメントの問題では、50ppb を超えるということですが、安全面からいいますと、この安全率 100 倍というのは、やはり小児とか、老人とか、あるいは妊産婦、それから疾病を有する人たち、そういったものに対しての不確実係数、いわゆるリスクの高い人、並びにいわゆる動物実験から外挿するという不確実性、リスクですね、そういったものを勘案して、100 倍の倍率をかけているということで、例えば、50ppb を少し超えたからといって、この 100 倍の安全率から大きく逸脱するということはあるとあり得ないことですので、非常に安全性としては担保されていると私は思います。

○寺田委員長 どうもありがとうございます。ほかにございませんですか。どうぞ。

○本間委員 安全率に関しては、きっと今のコメントのとおりなんだろうと思いますが、ついでにお尋ねしたいと思います。これはほかの食品でもいろいろパツリンの量を測っているという報告になっていますが、データを作成する過程でリンゴジュース以外のもので、どのぐらいの品目数のリンゴ製品あるいはリンゴ以外の材料はこういうことはないのか周辺の事情、もしや、たまたまそういうのがやられてあるのかどうなのか、もしあれば御紹介いただけないかということですが。

○村上評価課長 資料 2 の 6 ページ辺りから書いてございますが、国際的に見ましても、パツリンが検出されると申しますか、問題になる程度の量が出てくるというものはリンゴジュースということで特定をされているという前提で行われたものと考えておりますけれども、6 ページに書いてございますのは、各種のジュース、あるいは原料果汁等を国産品及び外国産品を含めて検査をした結果としてこの数字が出ております。

ここに書いてございますように、130 件、これは市販のリンゴジュースの方では 130 件やっておりまして、そのうち検出されたものは 6 件、6 件のうち 4 件は取れずというか、あるんだけど、量は計算できないと。2 品目が 20ppb と 26ppb という数字でございました。

原料濃縮果汁の方は 25 件やっておられて、そのうち 4 件、3 件は取れず、1 件は 55ppb という数字が出ております。

今のところ、厚生労働省から私どもがいただいた現実の数字は、以上のようなものでございますけれども。

○寺田委員長 例えばカビだから、ほかの果物ではどうかとか、そうでしょう。

○本間委員 これはこれで差し仕えないんですが、ここは食品安全委員会ですが、リンゴジュース以外の材料に関して、そういうふうな周辺の状況というふうなものがあれば、せつかくですという趣旨の質問でございました。ありがとうございます。

○寺田委員長 これは、リンゴそのものとリンゴジュースとでは、ジュースの方が多いというのは、言い方は悪いけれども、少々腐っていてもぱっとやっってしまうのかな、傷が付いておっても、そこはいかがですか。ここの議題ではないですけども、どうしてジュースなんだろうかなと、データを読んでいまして。

○村上評価課長 恐らく傷が付いたところにカビが生えると思います。勿論相当程度、程度の悪いものはねられると思いますので、ちょっと傷が付いているんだけど、そのままでは生食用に出荷できないけれどもジュースの原料となるというケースはあろうかと思います。

ただ加工品といっても、例えばジャムとか、その他の加工品については、その果皮をきちんとむくということと、あるいは腐っているところはちゃんと切り取って次の加工に回すということで、厚生労働省から来た資料にも書いてございますけれども、問題になるのはリンゴジュースということになっておりまして、その他の食品については、一応傷付いたところを取っていれば問題はないということだと思えますけれども。

○寺田委員長 なるほど、どうぞ。

○寺尾委員 この暫定耐容一日摂取量というのを0.4というふうに決めたわけですが、この出し方といいましょうか、これは非常に妥当だと思います。

ただ問題は、今、説明がありましたように、あくまでもこれは仮定といいましょうか、計算の上ですけれども、小さい子どもで、6歳児ぐらいまでで、もしかして非常にぎりぎりの50ppb含まれているジュースを飲んだ場合には、オーバーしてしまうという可能性は残るわけなんです。

50ppbでいいんだという理由としては、先ほどの厚生労働省の方の委員会の御意見ということで決まっているわけですが、それは私も妥当だろうとは思いますが、やはり本当にそれでいいかどうかということは、やはり食品安全委員会の方でもちゃんとチェックしていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

ですから、何か最初のころの説明ですと、この食品安全委員会というのは、調査費というのはあるで、かなりかどうか知りませんが、あるようですので、やはりモニタリングというのをちゃんとやって、データを蓄積していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

もう一つは、このパツリンの毒性というのは、これも先ほどのコウジ酸と同じように、一応いろいろやられていますけれども、いまいちはっきりしないところがありますので、これからまだ、多分研究者の方はいろいろ詳細な研究をして論文とかそういうものを発表なさるんじゃないかなと思いますので、そこら辺のデータといいましょうか、論文といいましょうか、そういうものを収集する必要があるんじゃないかなと思います。

ですから、そういうことをやっていて、本当にこれが将来とも安全だろうかということをやはりチェックしていく必要があるんじゃないかなと私は考えますけれども。

○村上評価課長 先生の御指摘のとおりでございますが、パツリンにつきましては引き続き安全性の資料の収集に努めたいというふうに思います。勿論私どもだけではなくて、厚生労働省等の連絡を密にしまして、新しい情報が出た場合には、それが迅速に委員会にお出しできるように怠りなく対応したいと思えます。

それから、実際の汚染の実態について引き続きモニタリングをすべきではないか

という御指摘であったと思いますが、これにつきましても関係省庁と連絡を取りまして、引き続き実態の把握に努めたいというふうに思います。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。よろしゅうございましょうか。資料の2のところで、ほとんどがはかれなかったということで、ときどきぽつとあるんですね、輸入のはほとんどゼロであると。

そういうことで引き続きいろんな意味でモニタリングとか、それからこの物質に関して、新しい知見ができたら、それをここに上げていただくとか、農水省とか厚生労働省とかと相談しながらやっていくということでいかがでございましょう。

それでは、今ここへ上がってきた現時点におきましては、パツリンにつきまして、規格基準を設定するための薬事・食品衛生審議会において行われた評価結果は、当委員会として妥当と考えると、そういうことでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○寺田委員長 どうもありがとうございました。それでは、そうしていただきます。

次は、議事次第の2で「『食の安全ダイヤル』の設置について」ということでございしますが、事務局の方から説明をお願いいたします。

○藤本勧告広報課長 それでは、資料4の方をお開きいただきたいと思います。

「1.設置目的」と書いてございますけれども、幅広く一般の消費者等から食品の安全性に関する情報提供、問い合わせ、意見等をいただくとともに、食品の安全性に関する知識・理解を深めていただくということで「食の安全ダイヤル」という名称で、2のところにございますように、8月1日より専用電話回線を設置しまして対応していったらどうかということで考えておるということでございます。

3の(2)にもございますように、電話以外でも、メールでも受け付けることが出来るようにホームページで対応していきたいということでございます。

4のところにございますように、いただきました御意見とか質問等につきましては、よくある質問等について整理いたしまして、ホームページ上において、広く一般にも情報提供を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御意見ございますでしょうか。これは、ダイヤルだけでもメールも入るわけですね。

○藤本勧告広報課長 はい。

○寺田委員長 どうぞ。

○中村委員 これは、どのぐらい問い合わせいただくか、電話いただくかというのは予想はつかないかもしれないですけども、事務局の方の専用で対応されるんですか、職員としては。

○藤本勧告広報課長 技術参与の方を公募しておりますけれども、その方に8月1日から対応していただくことを考えてございます。

○寺田委員長 もう一つ、メールが来た場合の対応とか、ファックスで来た場合の対応はいちいちできないでしょう、どういう形で返事を差し上げるのか。

○藤本勧告広報課長 基本的には電話と同様に考えてございまして、個々に一時的に対応できるものは対応させていただきたいと思いますが、いずれにしましても、

全体で整理しまして、頻繁にいただくような質問事項等については整理した上でホームページ上でお答えしていくようなことを考えております。

○寺田委員長 何かほかにございますか。

どうぞ。

○小泉委員 ここに一般消費者とかが送ってきた場合に、マネジメントとリスクの安全性評価とかごちゃごちゃになっている可能性があると思いますが、そういった中身の質問に対して答える場合、厚労省とか農水省とかの連携の下での御返事も考えられているのでしょうか。

○藤本勧告広報課長 一応、私どもの方への問い合わせ事項等として想定しておりますのは、当委員会の活動に関わるものを基本として考えてございます。

一方、一般的な御質問があった場合に、リスク管理機関の方で適切にお答えいただいた方がいいようなものにつきましては、できるだけ連絡先等を御案内するような形で対応させていただこうと思っております。

○中村委員 勿論、これは大変結構なことで、勿論前向きに進めていくべきだと思いますが、多分評価と管理とかは一緒くたで、それから今、表示問題なんかについても専門の共通の窓口なんかをつくったんですけれども、結局そういうところともまぜこぜの質問が来たりいろいろしますけれども、これはうちの担当ではないというのではなくて、やはりきちんと問い合わせ先とか何かをお教えした方がいいと思います。

○寺田委員長 私も全くおっしゃるとおりだと思いますし、できるだけコーディネートして窓口で、全くマネジメントだけでやる、ばりばりの管理だと、ちょっとお教えしてということになりますけれども、できるだけこちらでもそういうところと連携を密にして答えるというふうに、やはり消費者とか国民を主にした答え方をされた方がいいと、されると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

ほかにございませんでしょうか、あるいはこういうことをやるについての注意すべきこととかも、今、ちょうど7月1日から組織をつくりながらいろんなことをやって、それから厚生労働省から諮問を受けたものを答申しながらというような段階なんですけれども、組織をつくるところはかなりスピードを上げてやっているの、後から追加とか、変えていくということも当然あると思いますけれども、何かお気づきするところがありましたらおっしゃってくださいと思いますが。

それでは、本日の委員会の議事に関しましては済みましたが、全般に関しまして何か委員の先生方、御意見はございませんでしょうか。

どうぞ。

○見上委員 追加的な意見なんですけれども、先ほど抗生物質に関して、家畜の治療に使うと、片方は牛乳で出ているけれども、片方は出ていないという、その目的が出ていない、ダノフロキサシンというのは、呼吸器病を専門に使っています。

もう一個のストレプトマイシンは乳房炎、それから細菌性感染症で一般に使っているということからも、大体抗生物質が中に入っていると余り市場に出さないようにしておりますので、治療の目的の部位によっても違うということです。追加です。

○寺田委員長 それで、ちょっと一般的な話になって申し訳ないんですが、これを

計算していきますと、動物の方は、ものによってはフローラが変わるような濃度をやっているということになりますね。

○見上委員 ものによってはそうですね。

○寺田委員長 動物のバクテリアのフローラが変わるぐらいの量をやっている場合があると。

○見上委員 えさとして混ぜているんですけれども、そんなに量はないですね。1つの考え方として、成長因子的な、要するにホルモンではないですよ、ただ予防的に使うということなので、えさに混ぜているというのがあると思います。

○寺田委員長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、事務局、その他というのは何かございますか。

○梅津事務局長 特にございません。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第4回の食品安全委員会を閉会いたします。

次回は、7月31日の2時から開催いたします。

どうもありがとうございました。